

令和6年度 第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会 結果

施設名	別海町交流館（ぷらと）
施設所在地	別海町別海旭町67番地1
設置年度	平成6年度
設置目的	町民の心身の健康と生活文化の向上を図るため、研修、交流を深め、知識と教養を高める場として設置。

指定管理者選択（内部）委員会審議結果

候補者	住所	別海町別海旭町67番地の1
	名称	別海町商工会
	代表者	会長 篠田 巖
公募しない理由	<p>施設完成当初から別海町商工会が管理を行っており、平成16年7月から指定管理者として指定しています。</p> <p>当該施設は、別海市街地の中心部に位置し、地域における交流機能を担うだけでなく、商工業事業者の利用も多く経済活動の拠点として大きな役割を果たしています。</p> <p>また、生涯学習センター完成後は周辺公共施設の中で唯一営業行為等が可能な施設となっており、民間事業者と近い関係性にありながらも、広く中立性のある団体の性質を有している現指定管理者の別海町商工会が引き続き管理することが適当であると考えます。</p> <p>このことから、「別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第5条第1項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」及び「同条例施行規則」第4条の2第1項第2号の「商工会等の経済団体」に該当するため、公募しないことが妥当と考えます。</p>	
指定期間	5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）	
	継続的に管理することによって、効率的な運営が図れるため、5年の指定期間が妥当と考えます。	

選定委員会意見

候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	5年間が適当であると判断する。 （令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）